# 東ティモールオンラインセミナー実施報告

国際協力部教官 川 野 麻衣子

### 1 はじめに

東ティモール民主共和国(以下「東ティモール」という。)に対する法制度整備支援については、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年11月からオンラインでの活動を継続し、その開始から約1年が経過したことから、本稿ではこれまでの活動の概要と今後の方向性について報告する。なお、本稿中、意見部分は当職の私見である。

# 2 オンラインセミナーの実施

東ティモールに対する法制度整備支援については、2009年以降、先方の要望を踏まえ、個別具体的な法案をテーマとして取り上げて、年に2回程度、当部の教官等を現地に派遣してセミナーを実施するほか、年に1回、約一週間程度、司法省の職員等を日本に招へいして共同法制研究を実施してきた $^1$ 。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により渡航ができなくなったため、2020年夏頃から今後の活動についてJICAやカウンターパートである司法省と協議を行い、オンラインによるセミナーを定期的に実施することとなった。東ティモールでは、2018年以降、政局が混乱したことによって、全ての法案が閣僚会議及び国民議会で審議されないという事態が生じていたが、2020年に入って事態が改善され、過去に起案した法令の見直しも含めて様々な法令についての起草作業が加速したことから、それらの法案及び法案成立後の運用について協議していくこととした。

### 3 オンラインセミナーの概要

オンラインセミナーは、初回こそ半日間と短かったものの、協議の時間が全く足りなかったため、その次の回からは、1回につき1日から2日間の日程として、昨年11月から本年9月末までに、次のとおり合計8回13日間実施した。

- 2020年
  - 11月18日13時~17時30分
- 2021年
  - 1月26日10時~16時30分, 同27日10時~17時10分
  - 2月19日10時~16時
  - 3月25日10時~16時, 同26日13時~16時
  - 4月27日10時~16時, 同28日13時~16時

<sup>1</sup> 東ティモールに対する法制度整備支援の概要と東ティモールにおける司法分野の課題については、拙稿「東ティモールに対する法制度整備支援活動を振り返って」ICD NEWS 第87号(2021年6月号)98頁以下を参照されたい。

6月 2日10時~16時45分, 同7日13時~16時7月28日10時~16時, 同29日13時~16時30分9月28日10時~17時

東ティモールからは、法案の起草に携わる司法省法律諮問立法局の職員のほか、取り上げる法案によっては同省地籍局や登録公証局の職員など、毎回5~15名程度が参加している。また、日本からは、当部の担当教官と、テーマによって当部長や副部長、国際専門官らが参加している。

司法省法律諮問立法局の職員から起草中の法案についての説明があり、日本側からは 当該法案に関連する日本の法令や制度について説明し、協議を行う形式で実施してお り、以下にこれまでに取り上げた法案と協議の概要を記載する。

# (1) 土地に関する法令

東ティモールは、ポルトガル、日本、インドネシアによる占領や統治の歴史があり、さらに国内での紛争もあって、土地の所有者と現在住んでいる占有者が違う等という状況が随所で起きており、土地の所有権を巡る紛争が日常的に発生し、深刻な問題となっている。

2017年には、土地の所有権を確認するための「不動産所有権の定義のための特別措置法」(以下「土地法」という。)が施行されたが、同法に基づいて土地の所有権等を確認するに当たり、土地の現況を把握する地籍調査や、土地の権利関係を公示するための制度づくりが急務となっている。

### ア 不動産登記法案(2020年11月,2021年1月)

初回のセミナーでは、2017年度以降継続して共同法制研究の議題となってきた不動産登記法案を取り上げた。不動産登記法案は、地籍調査を実施して土地の所有者を特定し、最初の権利の登記がされた後の当該土地の権利関係を公示することを目的として起草されているものである。

これまでの共同法制研究において,既に物権法や不動産登記制度の意義等については協議がされてきており、司法省からは、日本の不動産登記の運用や手続について詳しく知りたいとの要望があったので、日本側からは日本の不動産登記に係る申請人側の手続と登記所側の手続をそれぞれ説明した。

司法省からは、不動産登記法案の現時点版について説明があったが、法案の中には、誰が登記を申請しなければならないかや、申請人がどのような書類を用意する必要があるのかが明確でない部分があり、また登記所内の運用も明確でない部分が見受けられたことから、特にそのような点について日本の制度を紹介しながら協議を行った。

# イ 土地の紛争解決(2021年1月,2月)

司法省から、土地法に規定された現在の土地の所有者の特定方法と所有権者に争いがあった場合の解決方法、昨年成立した土地委員会法に基づいて今後同委員会が 運用する予定の紛争解決手続についての説明を受け、日本側からは土地の紛争解決 方法について筆界特定制度などのADRも含めて説明したほか、土地紛争訴訟の実務等について説明した。

特に所有者や境界が不明な場合に、どのような証拠に基づいてどのように判断していくのかという点について活発に議論が行われた。

### ウ コミュニティー保護区法案(2021年3月)

コミュニティー保護区と呼ばれる東ティモール特有の複数人で構成される集団で 所有する土地を保護するための法案について説明を受け、日本側からは特に不動産 登記との関係で、日本における民法の共有の概念と登記方法について説明し、集団 で土地を所有することが東ティモールの民法上どのように整理され、どのように登 記していくかについて協議を行った。

コミュニティー保護区については、日本の自然保護区のようなものを想像していたがそれだけではなく、近所の人同士が共同利用する土地や伝統的に親族間で継承されていく土地、宗教儀式のための神聖な土地等様々な形態があるようで、日本のどのような情報を共有すれば東ティモールの参考となるのかは、現地を実際に見てみないと難しいと思った次第である。

### 工 地籍法案(2021年4月,6月)

地籍法案は、土地の現況を把握する地籍調査や現在の土地の所有者を特定し、登録するためのルールを定めるものである。地籍調査については、既に省令に基づいて実施されているところ、当該省令を法律化し、土地法に基づいた内容となるよう修正を図っている。

東ティモールでは、土地の物理的状況及び現在の所有者を登録する地籍簿と、権利関係を登録する不動産登記簿をそれぞれ別個に作成し、別々の機関において保管する制度を作ろうとしているが、協議をしていく中で、地籍簿に記録すべき情報と不動産登記簿に記録すべき情報についての整理が必要であること、それらの情報を連携するかどうかも含めて連携方法を検討する必要があることなどが明らかとなり、これらの点について日本の制度を紹介しながら協議を行った。

また,6月のオンラインセミナーでは,民事局民事第二課三枝補佐官を講師としてお招きし,日本の登記所備付地図と法務省による地図作成作業について講義をしていただいた。地図作成の技術的な問題点や,地籍調査の際に土地の所有者同士に紛争が起こった場合の解決策,洪水等により境界が分からなくなった場合の地図の復元方法などについて活発な協議がされた。

### オ 国家の私有不動産に関する法案(2021年6月)

東ティモールでは、国が私的に所有する不動産と公的に所有する不動産を分け、 それぞれに管理方法等についての法案が起草されているところ、このうち国が私的 に所有する不動産に関する法案について説明を受けた。国が売買等の処分をするこ とのできる不動産であるということだったので、日本側からは、国有地を登記する 場合の手続等について説明し、国有財産の使用許可と処分の違いや、使用許可の場 合にも登記を必要とするのか等について協議を行った。

# (2) 市民登録法案(2021年7月,9月)

国民の身分関係の登録制度について規定する市民登録法案は、2016年度の共同 法制研究で取り上げて以降協議されてこなかったが、今般、司法省からの要望を受け て再び協議をすることになったものである。

本年7月及び9月のオンラインセミナーでは、司法省から現状の法案の説明を受け、日本側からは戸籍法や戸籍に関する家庭裁判所の役割等について説明して、協議を行った。

特に、婚姻について、東ティモールの民法は、カトリック婚、伝統婚及び民事婚について規定しているが、その他の宗教に基づく婚姻の規定がないため、その婚姻をどのように登録するのか、民法の規定ぶりも含めて協議した。また、東ティモールでは出生登録がされていない子どもが多いことも問題となっており、日本の棄児の戸籍への登録方法や無戸籍者への対応についても質問が多くあったところである。



【2021年7月のオンラインセミナーの様子】

# 4 所感と今後の方向性について

このように改めて振り返ってみると、一年間で実に様々な法案について協議をしてきたことがわかる。従来の現地セミナーや共同法制研究に比べると協議時間は決して十分とは言いがたいが、それでもオンラインセミナーによって法案にはいくつもの修正が加えられており、オンラインでも活動を続けることは有用であると考えている。また、オンラインセミナーを始めた頃は、日本側から日程などを打診して進めてきたが、最近では司法省から、この件をもっと協議したいのでオンラインセミナーを設定して欲しいという連絡がくるようになり、司法省にとっても重要な活動として位置づけられているよ

うに感じている。

本稿執筆現在、未だ東ティモールを離発着する定期航空便が復活しておらず、少なくとも今年度中はオンラインセミナーを続ける予定であり、司法省からは不動産登記法案や市民登録法案を再度協議していきたいとの要望が出ているところである。

司法省職員の法案の起草能力向上という面では、起草された法案について、民法など 他の法令との整合性の検討や運用の想定が不十分である点が多く見受けられ、今後も継 続してこれらの点の検討の必要性を伝えていく必要があると感じている。

また、オンラインセミナーで取り上げた東ティモールの法案や制度については、理解を深めることができてはいるものの、その背後にある政治や宗教等の問題や価値観の違いなどを十分には把握できておらず、セミナーが終わった後に司法省からの質問の意図をきちんと理解できていなかったと反省することも度々あるので、この点は今後の課題であるし、一日も早く現地に行き、様々な価値観に触れることができるようになることを願っている。

最後に、この一年の間には、東ティモールで大規模な洪水が起きたり、新型コロナウイルス感染症が蔓延して首都がロックダウンされたりするなどによってオンラインセミナーの日程が延期となってしまうことも何度かあったが、それでも定期的に続けることができて、司法省職員をはじめ、関係者の皆様に大変感謝している。そして、本活動には、司法省職員が母語であるテトゥン語で法律を理解し、東ティモールの実情に沿った法律とするために通訳をして下さる辻村直氏の存在が不可欠となっており、毎回の多大なる御協力にこの場をお借りして深く感謝を申し上げたい。